

維持管理計画書

産業廃棄物、一般廃棄物の処理施設の維持管理は次の通りとします。

(1) 囲い等

部外者がみだりに当工場内に立ち入るのを防止する為、工場は囲い又は岸壁により閉ざされている。入出場管理には、24時間体制で正門に警備員を常駐させ、その他入場口（西門、南門）の門扉の開閉は正門より行う（但し、製造課より教育を受け、許可を得た車両のみ入門カードにて入門可能）。

(2) 表示等

ア) 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき項目に変更が生じた場合には、速やかに書き換えその他必要な処置を講じる。

イ) 立札等が破損した場合は直ちに補修する。

(3) 処理能力に見合った処理

ア) 廃棄物の量が当該設備の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に計量を実施する。

イ) 施設での廃棄物の処理は、当該施設の処理能力を超えないように実施する。

(4) 飛散の防止

必要に応じ、設備の周囲に囲い・フェンス等を設置するなど必要な措置を講じ、飛散を防止する。

(5) 害虫等の発生防止

廃棄物の処理施設においては、蚊および蠅等の害虫発生を防止するために、必要に応じ殺虫剤を散布するなどの処置と施設内の清掃を講じる。

(6) 騒音の防止

必要に応じ、サイレンサの取付けなどの措置を講じる。

(7) 振動の防止

必要に応じ、防振ゴムの取付けなどの措置を講じる。

(8) 粉塵の防止

清掃車を運転するなど必要な措置を講じ、施設周辺の清掃を行い粉塵の発生を防止する。

(9) 排ガスの検査

ア) セメント焼成炉の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにする。

イ) 大気汚染防止法並びに廃棄物の清掃に関する法律に基づき排ガスの検査を定期的実施する。

(10) 火災の防止

消火器等を設置し、常に管理を行い所定の能力を発揮できるよう点検整備を行う。

(11) 定期的な点検、機能検査

施設の正常な機能を維持するために、年間1回以上の定期的な施設停止(30日程度)を実施し、定期点検および修理を実施する。

(12) 日常の設備の維持管理

施設の正常な機能を維持するために、日常点検を実施する。

(13) 記録および保存

法で定められた施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、事務所内に3年間保存する。

(14) 異常事態の対応

施設から飛散する等の異常な事態が生じた場合は、直ちに施設の運転を停止し、生活環境の保全上必要な措置を講じる。

(15) 事故の防止

常に事故を防止するための管理室からのプロセス監視、現場巡回監視および点検を実施する。特に地震、台風、大雨等の際には現場巡回監視を重点的に実施し、飛散や流出等の事故の恐れがある場合には、必要な措置を講ずることにより事故等の発生を未然に防止する。

(16) 使用道路

- ア) 使用道路は、交通渋滞の少ない道路を使用し、搬入する。
- イ) 使用道路は常に清掃し、清潔の保持に努める。

(17) 搬入時の産業廃棄物の確認

- ア) 処理契約を結んだもの以外の廃棄物が搬入されないよう排出業者、運搬業者との連絡体制を確立する。
- イ) 事前に排出業者、運搬業者と協議し、排出業者および運搬業者の識別カードを準備することによって処理不可能な廃棄物の受入を防止する。
- ウ) 廃棄物の種類および数量を確認する。
- エ) 荷卸された廃棄物に不適な物が認められた場合はこれを除去する。

(18) 周辺地域への配慮

処理施設等の維持管理にあたっては周辺住民との調和が取れるよう、敷地境界に面した場所に緑地を整備する等の環境整備を図り、当該処理に係る周辺地域の生活環境保全および増進に配慮する。

(19) 廃棄物の保管を行う場合の措置

- ア) 周囲に囲いを設け、見やすい箇所に廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他廃棄物の保管に関し必要な事項(保管する廃棄物の種類、保管場所の管理者の名称及び連絡先)を表示した掲示板(縦及び横それぞれ60cm以上)を設ける。
- イ) 廃棄物は、飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が飛散しないよう保管する。
- ウ) 保管の場所は、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように保管し、かつ必要に応じ殺虫剤を散布するなどの処置を講ずるとともに清掃し、清潔に保つ。

(20) 事故時の対応

事故発生時には、太平洋セメント株式会社大分工場の緊急時の連絡体制に基づいて対応する。

(21) セメント(再生品)の品質調査

製造したセメントを連続サンプリングし、品質の確認および管理を行う。